

交付図書の訂正について

令和7年4月11日付けで入札公告を行った「磐越自動車道 東松トンネル工事」に係る交付図書に一部誤りがあったため、別添のとおり訂正します。

なお、当社ホームページ掲載の交付図書についても、同日付で訂正したものに改めておりますので、再度交付図書をご確認ください。

令和7年4月23日

契約責任者

東日本高速道路株式会社
東北支社長 梅木 秀郎

【訂正内容】

- ・入札公告（官報）
- ・入札公告（説明書）
- ・特記仕様書

※訂正箇所は、別添「正誤表」をご確認ください。

磐越自動車道
東松トンネル工事

交付図書正誤表

令和7年4月

東日本高速道路株式会社 東北支社
会津若松管理事務所

対象	誤	正	備考
入札公告(官報)	<p>す条件を満たす場合を除く。)</p> <p>(4) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)に、東日本高速道路株式会社から「地域2(東北支社が所掌する区域)」において競争参加資格停止を受けていないこと。</p> <p>本工事の競争参加資格においては、東日本高速道路株式会社が発注した工事であって、かつ、確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされた工事は、企業の施工実績として認めない。</p> <p>また、工事成績評定点合計(以下「評定点合計」という。)を発注者から通知されている場合で、次のイ)又はロ)に該当する工事は、企業の施工実績として認めない。</p> <p>イ) 東日本高速道路株式会社又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が65点未満の工事</p> <p>ロ) 上記以外の高速道路会社、国又は地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であり、当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事</p> <p>3 入札手続等</p> <p>(1) 担当部署 〒983-8477 宮城県仙台市宮城野区榴岡1-1-1 JR仙台イーストゲートビル12階 東日本高速道路株式会社 東北支社 技術部 調達契約課 電話022-395-7641 電子メールアドレス kir-tohoku@nexco.co.jp</p> <p>(2) 契約図書の交付期間、場所及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 交付期間 入札公告日から令和7年4月25日まで ② 交付場所 上記3(1)に同じ ③ 交付方法 東日本高速道路株式会社のホームページに掲載 <p>(3) 競争参加資格確認申請書等の提出期間、場所及び方法</p>	<p>す条件を満たす場合を除く。)</p> <p>(4) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)に、東日本高速道路株式会社から「地域2(東北支社が所掌する区域)」において競争参加資格停止を受けていないこと。</p> <p>本工事の競争参加資格においては、東日本高速道路株式会社が発注した工事であって、かつ、確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされた工事は、企業の施工実績として認めない。</p> <p>また、工事成績評定点合計(以下「評定点合計」という。)を発注者から通知されている場合で、次のイ)又はロ)に該当する工事は、企業の施工実績として認めない。</p> <p>イ) 東日本高速道路株式会社又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が65点未満の工事</p> <p>ロ) 上記以外の高速道路会社、国又は地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であり、当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事</p> <p>3 入札手続等</p> <p>(1) 担当部署 〒983-8477 宮城県仙台市宮城野区榴岡1-1-1 JR仙台イーストゲートビル12階 東日本高速道路株式会社 東北支社 技術部 調達契約課 電話022-395-7641 電子メールアドレス kir-tohoku@nexco.co.jp</p> <p>2) 契約図書の交付期間、場所及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 交付期間 入札公告日から令和7年5月20日まで ② 交付場所 上記3(1)に同じ ③ 交付方法 東日本高速道路株式会社のホームページに掲載 <p>3) 競争参加資格確認申請書等の提出期間、場所及び方法</p>	訂正

対象	誤	正	備考
入札公告(官報)	<p>① 提出期間 入札公告日から令和7年4月25日 16:00まで ② 提出場所 上記3(1)と同じ ③ 提出方法 入札公告(説明書)に記載のとおり (4) 入札書の提出期限、場所及び方法 ① 提出期限 令和7年9月17日 16:00まで ② 提出場所 上記3(1)と同じ ③ 提出方法 入札公告(説明書)に記載のとおり (5) 開札の日時及び場所 ① 開札日時 令和7年9月18日 13:30 ② 開札場所 東日本高速道路株式会社 東北支社 入札室</p> <p>4 その他 (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。 (2) 入札保証及び契約保証 ① 入札保証 必要 ② 契約保証 必要 (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。 (4) 落札者の決定方式 入札公告(説明書)に記載のとおり (5) 見積活用方式の有無 入札公告(説明書)に記載のとおり (6) 契約書作成の要否 要(電子契約による) (7) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 入札公告(説明書)のとおり (8) 関連情報を入手するための窓口 上記3(1)に同じ。 (9) その他詳細は、東日本高速道路株式会社のホームページに掲載する入札公告(説明書)による。</p> <p>5 Summary</p>	<p>① 提出期間 入札公告日から令和7年5月20日 16:00まで ② 提出場所 上記3(1)と同じ ③ 提出方法 入札公告(説明書)に記載のとおり (4) 入札書の提出期限、場所及び方法 ① 提出期限 令和7年9月29日 16:00まで ② 提出場所 上記3(1)と同じ ③ 提出方法 入札公告(説明書)に記載のとおり (5) 開札の日時及び場所 ① 開札日時 令和7年9月30日 13:30 ② 開札場所 東日本高速道路株式会社 東北支社 入札室</p> <p>4 その他 (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。 (2) 入札保証及び契約保証 ① 入札保証 必要 ② 契約保証 必要 (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。 (4) 落札者の決定方式 入札公告(説明書)に記載のとおり (5) 見積活用方式の有無 入札公告(説明書)に記載のとおり (6) 契約書作成の要否 要(電子契約による) (7) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 入札公告(説明書)のとおり (8) 関連情報を入手するための窓口 上記3(1)に同じ。 (9) その他詳細は、東日本高速道路株式会社のホームページに掲載する入札公告(説明書)による。</p> <p>5 Summary</p>	訂正

対象	誤	正	備考
入札公告(官報)	<p>(1) Official in charge of the contract of the procuring entity : UMEKI Hideo ,Director General of Tohoku Regional Head Office,East Nippon Expressway Company Limited.</p> <p>(2) Classification of the services to be procured : 41</p> <p>(3) Subject matter of the contract : Construction work of the Ban-etsu Expressway,Tabanematsu Tunnel</p> <p>(4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4:00 P.M. 25 April 2025</p> <p>(5) Time-limit for the submission of tenders : 4:00 P.M. 17 September 2025</p> <p>(6) Contact point for tender documentation : Procurement & Contract Section,Technology & Procurement Department,Tohoku Regional Head Office,East Nippon Expressway Company Limited 1-1-1, Tsutsujigaoka, Miyagino-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture, 983-8477 Japan Tel.022-395-7641 E-mail.ki-r-tohoku@nexco.co.jp</p>	<p>(1) Official in charge of the contract of the procuring entity : UMEKI Hideo ,Director General of Tohoku Regional Head Office,East Nippon Expressway Company Limited.</p> <p>(2) Classification of the services to be procured : 41</p> <p>(3) Subject matter of the contract : Construction work of the Ban-etsu Expressway,Tabanematsu Tunnel</p> <p>(4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4:00 P.M. 20 May 2025</p> <p>(5) Time-limit for the submission of tenders : 4:00 P.M. 29 September 2025</p> <p>(6) Contact point for tender documentation : Procurement & Contract Section,Technology & Procurement Department,Tohoku Regional Head Office,East Nippon Expressway Company Limited 1-1-1, Tsutsujigaoka, Miyagino-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture, 983-8477 Japan Tel.022-395-7641 E-mail.ki-r-tohoku@nexco.co.jp</p>	訂正

対象	誤	正	備考																				
入札公告(説明書)	<p>2. 入札手続き日程</p> <table border="1"> <tr> <td>2-1 審査基準日</td><td>本書2-3.に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日</td></tr> <tr> <td>2-2 契約図書の配布期間</td><td>入札公告の日から令和7年4月25日まで 【提出期限】 入札公告の日から令和7年4月25日 16時00分まで ※共通入札公告2-3.に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。</td></tr> <tr> <td>2-3 競争参加資格確認申請書の提出期限</td><td> <p>【提出方法】 [電子入札の場合] 入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9] [2] (6)に示すとおり提出書類を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。なお、書留郵便等により提出する場合は、2部提出すること。</p> <p>【提出書類】 (1) 競争参加資格確認申請書様式1 (2) 競争参加資格確認申請書様式2 (3) 特定建設工事共同企業体協定書案（特定建設工事共同企業体として競争参加する場合のみ）</p> </td></tr> <tr> <td>2-4 競争参加資格確認結果通知日</td><td>令和7年5月22日を予定</td></tr> <tr> <td>2-5 競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日</td><td>競争参加資格の確認結果を通知した日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内の休日を除く、毎日10時00分から16時00分まで</td></tr> </table>	2-1 審査基準日	本書2-3.に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日	2-2 契約図書の配布期間	入札公告の日から令和7年4月25日まで 【提出期限】 入札公告の日から令和7年4月25日 16時00分まで ※共通入札公告2-3.に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。	2-3 競争参加資格確認申請書の提出期限	<p>【提出方法】 [電子入札の場合] 入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9] [2] (6)に示すとおり提出書類を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。なお、書留郵便等により提出する場合は、2部提出すること。</p> <p>【提出書類】 (1) 競争参加資格確認申請書様式1 (2) 競争参加資格確認申請書様式2 (3) 特定建設工事共同企業体協定書案（特定建設工事共同企業体として競争参加する場合のみ）</p>	2-4 競争参加資格確認結果通知日	令和7年5月22日を予定	2-5 競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日	競争参加資格の確認結果を通知した日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内の休日を除く、毎日10時00分から16時00分まで	<p>2. 入札手続き日程</p> <table border="1"> <tr> <td>2-1 審査基準日</td><td>本書2-3.に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日</td></tr> <tr> <td>2-2 契約図書の配布期間</td><td>入札公告の日から令和7年5月20日まで 【提出期限】 入札公告の日から令和7年5月20日 16時00分まで ※共通入札公告2-3.に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。</td></tr> <tr> <td>2-3 競争参加資格確認申請書の提出期限</td><td> <p>【提出方法】 [電子入札の場合] 入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9] [2] (6)に示すとおり提出書類を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。なお、書留郵便等により提出する場合は、2部提出すること。</p> <p>【提出書類】 (1) 競争参加資格確認申請書様式1 (2) 競争参加資格確認申請書様式2 (3) 特定建設工事共同企業体協定書案（特定建設工事共同企業体として競争参加する場合のみ）</p> </td></tr> <tr> <td>2-4 競争参加資格確認結果通知日</td><td>令和7年6月5日を予定</td></tr> <tr> <td>2-5 競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日</td><td>競争参加資格の確認結果を通知した日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内の休日を除く、毎日10時00分から16時00分まで</td></tr> </table>	2-1 審査基準日	本書2-3.に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日	2-2 契約図書の配布期間	入札公告の日から令和7年5月20日まで 【提出期限】 入札公告の日から令和7年5月20日 16時00分まで ※共通入札公告2-3.に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。	2-3 競争参加資格確認申請書の提出期限	<p>【提出方法】 [電子入札の場合] 入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9] [2] (6)に示すとおり提出書類を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。なお、書留郵便等により提出する場合は、2部提出すること。</p> <p>【提出書類】 (1) 競争参加資格確認申請書様式1 (2) 競争参加資格確認申請書様式2 (3) 特定建設工事共同企業体協定書案（特定建設工事共同企業体として競争参加する場合のみ）</p>	2-4 競争参加資格確認結果通知日	令和7年6月5日を予定	2-5 競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日	競争参加資格の確認結果を通知した日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内の休日を除く、毎日10時00分から16時00分まで	訂正
2-1 審査基準日	本書2-3.に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日																						
2-2 契約図書の配布期間	入札公告の日から令和7年4月25日まで 【提出期限】 入札公告の日から令和7年4月25日 16時00分まで ※共通入札公告2-3.に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。																						
2-3 競争参加資格確認申請書の提出期限	<p>【提出方法】 [電子入札の場合] 入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9] [2] (6)に示すとおり提出書類を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。なお、書留郵便等により提出する場合は、2部提出すること。</p> <p>【提出書類】 (1) 競争参加資格確認申請書様式1 (2) 競争参加資格確認申請書様式2 (3) 特定建設工事共同企業体協定書案（特定建設工事共同企業体として競争参加する場合のみ）</p>																						
2-4 競争参加資格確認結果通知日	令和7年5月22日を予定																						
2-5 競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日	競争参加資格の確認結果を通知した日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内の休日を除く、毎日10時00分から16時00分まで																						
2-1 審査基準日	本書2-3.に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日																						
2-2 契約図書の配布期間	入札公告の日から令和7年5月20日まで 【提出期限】 入札公告の日から令和7年5月20日 16時00分まで ※共通入札公告2-3.に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。																						
2-3 競争参加資格確認申請書の提出期限	<p>【提出方法】 [電子入札の場合] 入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9] [2] (6)に示すとおり提出書類を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。なお、書留郵便等により提出する場合は、2部提出すること。</p> <p>【提出書類】 (1) 競争参加資格確認申請書様式1 (2) 競争参加資格確認申請書様式2 (3) 特定建設工事共同企業体協定書案（特定建設工事共同企業体として競争参加する場合のみ）</p>																						
2-4 競争参加資格確認結果通知日	令和7年6月5日を予定																						
2-5 競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日	競争参加資格の確認結果を通知した日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内の休日を除く、毎日10時00分から16時00分まで																						

対象	誤		正		備考
入札公告(説明書)	2-6 技術提案書の提出期限	<p>【提出期限】 令和7年5月29日 16時00分 ※共通入札公告2-2-5、(2)～(7)に示す技術提案書に関する事項及び別添「技術提案書作成説明書」を十分に確認の上提出すること。</p> <p>【提出方法】 電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。なお、書留郵便等により提出する場合は、4部提出すること。</p>	2-6 技術提案書の提出期限	<p>【提出期限】 令和7年6月12日 16時00分 ※共通入札公告2-2-5、(2)～(7)に示す技術提案書に関する事項及び別添「技術提案書作成説明書」を十分に確認の上提出すること。</p> <p>【提出方法】 電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。なお、書留郵便等により提出する場合は、4部提出すること。</p>	訂正
	2-7 技術提案書に関するヒアリング期間	<p>【実施期間】 令和7年6月2日から令和7年6月25日までを予定</p> <p>【実施場所】 NEXCO東日本 東北支社 会議室 又はWeb会議システム</p>	2-7 技術提案書に関するヒアリング期間	<p>【実施期間】 令和7年6月23日から令和7年7月11日までを予定</p> <p>【実施場所】 NEXCO東日本 東北支社 会議室 又はWeb会議システム</p>	
	2-8 改善技術提案書の提出期限	<p>【提出期限】 令和7年7月7日 16時00分</p> <p>【提出方法】 本書2-6.に示す技術提案書の提出方法と同じ</p>	2-8 改善技術提案書の提出期限	<p>【提出期限】 令和7年7月22日 16時00分</p> <p>【提出方法】 本書2-6.に示す技術提案書の提出方法と同じ</p>	
	2-9 技術提案書の採否通知日	令和7年7月31日を予定	2-9 技術提案書の採否通知日	令和7年8月21日を予定	
	2-10 参考見積書の提出期限	本調達案件においては非該当	2-10 参考見積書の提出期限	本調達案件においては非該当	
	2-11 参考見積書に関する問い合わせ期間	本調達案件においては非該当	2-11 参考見積書に関する問い合わせ期間	本調達案件においては非該当	
	2-12 訂正参考見積書提出期限	本調達案件においては非該当	2-12 訂正参考見積書提出期限	本調達案件においては非該当	

対象	誤		正		備考
入札公告(説明書)					訂正
		<p>【提出期限】 令和7年9月17日 16時00分 ※共通入札公告2-4.に示す入札・開札・落札者の決定に関する事項を十分に確認のうえ提出すること。</p>	<p>【提出期限】 令和7年9月29日 16時00分 ※共通入札公告2-4.に示す入札・開札・落札者の決定に関する事項を十分に確認のうえ提出すること。</p>		
2-13 入札書の提出期限		<p>【提出方法】 【電子入札の場合】 入札者に対する指示書【電子入札】[12]から[17]に従い、電子入札システムにより提出すること。 なお、入札ボンド（原本）を別途、書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。 【郵送入札の場合】 入札者に対する指示書【郵送入札】[12]から[17]に従い、次の提出書類を同封のうえ書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。 なお、入札ボンド（原本）を同封のうえ提出すること。</p> <p>【提出書類】 (1) 入札書 (2) 単価表（※Microsoft Excelにより提出すること。） (3) 総合評定値通知書（経審）の写し (4) 入札ボンド </p>	<p>【提出方法】 【電子入札の場合】 入札者に対する指示書【電子入札】[12]から[17]に従い、電子入札システムにより提出すること。 なお、入札ボンド（原本）を別途、書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。 【郵送入札の場合】 入札者に対する指示書【郵送入札】[12]から[17]に従い、次の提出書類を同封のうえ書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。 なお、入札ボンド（原本）を同封のうえ提出すること。</p> <p>【提出書類】 (1) 入札書 (2) 単価表（※Microsoft Excelにより提出すること。） (3) 総合評定値通知書（経審）の写し (4) 入札ボンド </p>		
2-14 開札日時		令和7年9月18日 13時30分	2-14 開札日時	令和7年9月30日 13時30分	
2-15 開札執行場所		本書1-4.に示す契約担当部署	2-15 開札執行場所	本書1-4.に示す契約担当部署	

対象	誤		正	備考
入札公告(説明書)	<p>2-16 本件競争入札に 関する 質問受付期間</p> <p>【受付期間】 入札公告の日から令和7年9月2日 16時00分まで</p> <p>【受付場所】 本書1-4. に示す契約担当部署</p> <p>【受付方法】 質問書面（様式自由）を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 書留郵便等による提出で質問数が5問以上の場合は、質問書面のほか、質問書面をMicrosoft Word等により作成したファイルを記録したCD-Rも提出すること。 なお、質問書面には会社名及び提出日を記載すること。</p> <p>【質問内容の記載上の留意点】 質問書面中に記載する質問内容に、質問者の会社名やその会社を類推できるような情報を記載しないようにすること。</p> <p>2-17 質問に対する回答期 間</p> <p>質問書受領日の翌日から原則として5日以内（休日を除く。）</p> <p>2-18 資料の閲覧期間 (設計業務成果品等 の貸与)</p> <p>【貸与期間】 入札公告の日から本書2-3. 「競争参加資格確認申請書の提出期限」前日までの休日を除く毎日、10時00分から16時00分まで</p> <p>【貸与場所】 〒983-8477 宮城県仙台市宮城野区榴岡1-1-1 JR仙台イーストゲートビル12階 NEXCO東日本 東北支社 技術部受付</p> <p>【貸与方法】 本書1-4. に示す契約担当部署へ事前電話連絡後、上記に示す貸与場所へお越しいただき、備え付けの用紙に必要事項を記入いただくことで貸与します。</p> <p>【返却期限】 返却期限・方法については、共通入札公告2-5-11. (5)及び(6)を参照のこと。</p>	<p>2-16 本件競争入札に 関する 質問受付期間</p> <p>【受付期間】 入札公告の日から令和7年9月5日 16時00分まで</p> <p>【受付場所】 本書1-4. に示す契約担当部署</p> <p>【受付方法】 質問書面（様式自由）を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 書留郵便等による提出で質問数が5問以上の場合は、質問書面のほか、質問書面をMicrosoft Word等により作成したファイルを記録したCD-Rも提出すること。 なお、質問書面には会社名及び提出日を記載すること。</p> <p>【質問内容の記載上の留意点】 質問書面中に記載する質問内容に、質問者の会社名やその会社を類推できるような情報を記載しないようにすること。</p> <p>2-17 質問に対する回答期 間</p> <p>質問書受領日の翌日から原則として5日以内（休日を除く。）</p> <p>2-18 資料の閲覧期間 (設計業務成果品等 の貸与)</p> <p>【貸与期間】 入札公告の日から本書2-3. 「競争参加資格確認申請書の提出期限」前日までの休日を除く毎日、10時00分から16時00分まで</p> <p>【貸与場所】 〒983-8477 宮城県仙台市宮城野区榴岡1-1-1 JR仙台イーストゲートビル12階 NEXCO東日本 東北支社 技術部受付</p> <p>【貸与方法】 本書1-4. に示す契約担当部署へ事前電話連絡後、上記に示す貸与場所へお越しいただき、備え付けの用紙に必要事項を記入いただくことで貸与します。</p> <p>【返却期限】 返却期限・方法については、共通入札公告2-5-11. (5)及び(6)を参照のこと。</p>	訂正	

対象	誤		正		備考
入札公告(説明書)		<p>【掲載資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> 参考積算条件書 <p>参考積算条件書とは、入札参加者が入札書類を作成する際の参考資料として、当該工事の当初積算に使用する主要な材料の設計単価等を掲載する参考資料をいう。</p> <p>【掲載場所】</p> <p>弊社ホームページ上の本入札公告の掲載ページ（案件情報）の最下段「その他情報」に掲載。</p> <p>【掲載日】</p> <p>令和7年9月1日を予定</p> <p>【その他注意事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 参考積算条件書は、入札参加者が入札書類を作成する際の参考資料であり、契約書第1条に規定する設計図書ではない。従って請負契約上の拘束力を生じるものではない。 本資料に掲載の単価についての質問・問合せには応じられない。 本資料の全部または一部を閲覧者が複製、転載、電子媒体等へ入力し、また、それらを第三者に譲渡、販売、配布することを禁止する。 本資料を基にした公表資料の二次的著作物の作成を禁止する。 本資料に掲載の単価については、上記工事の当初積算に使用する主要な材料の設計単価等を掲載する。 	<p>【掲載資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> 参考積算条件書 <p>参考積算条件書とは、入札参加者が入札書類を作成する際の参考資料として、当該工事の当初積算に使用する主要な材料の設計単価等を掲載する参考資料をいう。</p> <p>【掲載場所】</p> <p>弊社ホームページ上の本入札公告の掲載ページ（案件情報）の最下段「その他情報」に掲載。</p> <p>【掲載日】</p> <p>令和7年9月5日を予定</p> <p>【その他注意事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 参考積算条件書は、入札参加者が入札書類を作成する際の参考資料であり、契約書第1条に規定する設計図書ではない。従って請負契約上の拘束力を生じるものではない。 本資料に掲載の単価についての質問・問合せには応じられない。 本資料の全部または一部を閲覧者が複製、転載、電子媒体等へ入力し、また、それらを第三者に譲渡、販売、配布することを禁止する。 本資料を基にした公表資料の二次的著作物の作成を禁止する。 本資料に掲載の単価については、上記工事の当初積算に使用する主要な材料の設計単価等を掲載する。 	訂正	

対象	誤	正	備考				
特記仕様書(1) 3 管理技術者及び現場作業責任者 3-1 管理技術者の資格要件	<p>1. 工事概要</p> <p>1-1 工事名 磐越自動車道 東松トンネル工事</p> <p>1-2 路線名 東北横断自動車道 いわき新潟線</p> <p>1-3 工事箇所 (自)福島県河沼郡会津坂下町大字東松 (STA. 632+30) 緯度 37° 34' 10" 経度 139° 44' 30" (至)福島県耶麻郡西会津町大字東松 (STA. 661+20) 緯度 37° 34' 50" 経度 139° 43' 00"</p> <p>1-4 工事延長 総延長 約 2, 890.0 m 土工延長 約 1, 507.7 m 橋梁延長 約 38.3 m トンネル延長 約 1, 344.0 m</p> <p>1-5 コリンズへの工事概要及び位置情報の入力 土木工事共通仕様書1-54「コリンズへの登録」において、位置情報及び工事概要の項目は、特記仕様書の1-3「工事箇所」及び1-4「工事延長」も記載内容を入力するものとする。</p> <p>1-6 施工地域区分 本工事の実施工場所の施工地域区分は以下のとおりである。 【一般交通影響あり（2）】 ・2車線以上（片側1車線以上）かつ断面交通量が5, 000台／日以上に該当しない車道において車線変更を促す規制を行う場合の工事（常時全面通行止めの場合を含む） ・市街地部（D1D地区及びこれに準ずる地区）が施工場所に含まれない工事</p> <p>2. 適用する共通仕様書 契約書第1条に規定する「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は、令和6年7月版とする。また、契約書第1条に規定する仕様書に「調査等共通仕様書」を追加し、令和6年7月版を適用するものとする。</p> <p>3. 管理技術者及び現場作業責任者 3-1 管理技術者の資格要件 調査等共通仕様書1-7-1「管理技術者の資格要件」については、以下の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土質地質調査</td> <td> 下記のいずれかに該当するものとする 1 技術士 総合技術監理部門 建設・土質及び基礎 2 技術士 総合技術監理部門 応用理学・地質 3 技術士 建設部門 土質及び基礎 4 技術士 応用理学部門 地質 5 上記3から4のいずれかと同等の能力と経験を有する者 6 RCCM 地質部門 7 RCCM 土質及び基礎部門 8 地質調査技士 ※上記の資格について、現在の資格名称等（部門名称等を含む。以下同じ。）と過去の資格名称等が異なる場合は、当該資格の認定機関にて資格名称等の内容に相異が無いことが確認できること。 </td> </tr> </tbody> </table>	業務	要件	土質地質調査	下記のいずれかに該当するものとする 1 技術士 総合技術監理部門 建設・土質及び基礎 2 技術士 総合技術監理部門 応用理学・地質 3 技術士 建設部門 土質及び基礎 4 技術士 応用理学部門 地質 5 上記3から4のいずれかと同等の能力と経験を有する者 6 RCCM 地質部門 7 RCCM 土質及び基礎部門 8 地質調査技士 ※上記の資格について、現在の資格名称等（部門名称等を含む。以下同じ。）と過去の資格名称等が異なる場合は、当該資格の認定機関にて資格名称等の内容に相異が無いことが確認できること。	<p>1. 工事概要</p> <p>1-1 工事名 磐越自動車道 東松トンネル工事</p> <p>1-2 路線名 東北横断自動車道 いわき新潟線</p> <p>1-3 工事箇所 (自)福島県河沼郡会津坂下町大字東松 (STA. 632+30) 緯度 37° 34' 10" 経度 139° 44' 30" (至)福島県耶麻郡西会津町大字東松 (STA. 661+20) 緯度 37° 34' 50" 経度 139° 43' 00"</p> <p>1-4 工事延長 総延長 約 2, 890.0 m 土工延長 約 1, 507.7 m 橋梁延長 約 38.3 m トンネル延長 約 1, 344.0 m</p> <p>1-5 コリンズへの工事概要及び位置情報の入力 土木工事共通仕様書1-54「コリンズへの登録」において、位置情報及び工事概要の項目は、特記仕様書の1-3「工事箇所」及び1-4「工事延長」も記載内容を入力するものとする。</p> <p>1-6 施工地域区分 本工事の実施工場所の施工地域区分は以下のとおりである。 【一般交通影響あり（2）】 ・2車線以上（片側1車線以上）かつ断面交通量が5, 000台／日以上に該当しない車道において車線変更を促す規制を行う場合の工事（常時全面通行止めの場合を含む） ・市街地部（D1D地区及びこれに準ずる地区）が施工場所に含まれない工事</p> <p>2. 適用する共通仕様書 契約書第1条に規定する「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は、令和6年7月版とする。また、契約書第1条に規定する仕様書に「調査等共通仕様書」を追加し、令和6年7月版を適用するものとする。</p> <p>3. 管理技術者及び現場作業責任者 本工事は、調査等共通仕様書1-7「管理技術者」及び1-8「現場作業責任者」を適用しないものとする。</p>	訂正
業務	要件						
土質地質調査	下記のいずれかに該当するものとする 1 技術士 総合技術監理部門 建設・土質及び基礎 2 技術士 総合技術監理部門 応用理学・地質 3 技術士 建設部門 土質及び基礎 4 技術士 応用理学部門 地質 5 上記3から4のいずれかと同等の能力と経験を有する者 6 RCCM 地質部門 7 RCCM 土質及び基礎部門 8 地質調査技士 ※上記の資格について、現在の資格名称等（部門名称等を含む。以下同じ。）と過去の資格名称等が異なる場合は、当該資格の認定機関にて資格名称等の内容に相異が無いことが確認できること。						

対象	誤	正	備考						
特記仕様書(2) 3 管理技術者及び現場作業責任者 3-2 現場作業責任者の資格要件	<p>3-2 現場作業責任者の資格要件 調査等共通仕様書1-8-2「現場作業責任者の資格要件」については、以下の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="512 330 1131 577"> <thead> <tr> <th data-bbox="512 330 601 345">業務</th><th data-bbox="601 330 1109 345">要件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="512 345 601 514">土質地質調査</td><td data-bbox="601 345 1109 514"> 下記のいずれかに該当するものとする 1 技術士 総合技術監理部門 建設－土質及び基礎 2 技術士 総合技術監理部門 応用理学－地質 3 技術士 建設部門 土質及び基礎 4 技術士 応用理学部門 地質 5 上記3または4と同等の能力と経験を有する者 6 RCCM 地質部門 7 RCCM 土質及び基礎部門 8 地質調査技士 </td></tr> <tr> <td data-bbox="512 514 1109 577" style="vertical-align: top;"> ※上記の資格について、現在の資格名称等（部門名称等を含む。以下同じ。）と過去の資格名称等が異なる場合は、当該資格の認定機関にて資格名称等の内容に相異が無いことが確認できること。 </td><td data-bbox="512 577 1109 577"></td></tr> </tbody> </table> <p>4. 間接工事費の変更</p> <p>4-1 対象となる項目</p> <p>本工事は間接工事費のうち「共通仮設費（率分）」のうち「宿泊費」及び「現場管理費のうち「労務管理費」」の次に掲げる費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。</p> <p>(1) 営繕費 労働者の送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る） (2) 労務管理費 募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用 (3) 上記（1）（2）に関連し発生した間接工事費について、監督員が必要と認めた場合、その費用について監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>4-2 工事費構成内訳書 発注者は、契約単価合意の時（単価協議時）に、本工事の当初積算における共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を工事費構成内訳書にて提示するものとする。</p> <p>4-3 間接工事費計画書の提出 受注者は、間接工事費の増加費用を請求する予定がある場合は、工期開始の日から14日以内に本特記仕様書4-2「工事費構成内訳書」で示された割合を参考にして、実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した間接工事費計画書（様式-1）を作成し、監督員へ提出するものとする。 なお、工期開始の日から14日以内に間接工事費計画書の提出がない場合は、間接工事費の増加費用の請求は行えないものとする。</p> <p>4-4 間接工事費の増加費用の協議 (1) 受注者は、最終設計変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえた増加費用を請求する場合は、間接工事費増加費用の負担額に関する協議書（様式-2）【変更間接工事費計画書及び実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）】を監督員に提出し協議するものとする。</p>	業務	要件	土質地質調査	下記のいずれかに該当するものとする 1 技術士 総合技術監理部門 建設－土質及び基礎 2 技術士 総合技術監理部門 応用理学－地質 3 技術士 建設部門 土質及び基礎 4 技術士 応用理学部門 地質 5 上記3または4と同等の能力と経験を有する者 6 RCCM 地質部門 7 RCCM 土質及び基礎部門 8 地質調査技士	※上記の資格について、現在の資格名称等（部門名称等を含む。以下同じ。）と過去の資格名称等が異なる場合は、当該資格の認定機関にて資格名称等の内容に相異が無いことが確認できること。		<p>4. 間接工事費の変更</p> <p>4-1 対象となる項目</p> <p>本工事は間接工事費のうち「共通仮設費（率分）」のうち「宿泊費」及び「現場管理費のうち「労務管理費」」の次に掲げる費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。</p> <p>(1) 営繕費 労働者の送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る） (2) 労務管理費 募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用 (3) 上記（1）（2）に関連し発生した間接工事費について、監督員が必要と認めた場合、その費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>4-2 工事費構成内訳書 発注者は、契約単価合意の時（単価協議時）に、本工事の当初積算における共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を工事費構成内訳書にて提示するものとする。</p> <p>4-3 間接工事費計画書の提出 受注者は、間接工事費の増加費用を請求する予定がある場合は、工期開始の日から14日以内に本特記仕様書4-2「工事費構成内訳書」で示された割合を参考にして、実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した間接工事費計画書（様式-1）を作成し、監督員へ提出するものとする。 なお、工期開始の日から14日以内に間接工事費計画書の提出がない場合は、間接工事費の増加費用の請求は行えないものとする。</p> <p>4-4 間接工事費の増加費用の協議 (1) 受注者は、最終設計変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえた増加費用を請求する場合は、間接工事費増加費用の負担額に関する協議書（様式-2）【変更間接工事費計画書及び実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）】を監督員に提出し協議するものとする。</p>	
業務	要件								
土質地質調査	下記のいずれかに該当するものとする 1 技術士 総合技術監理部門 建設－土質及び基礎 2 技術士 総合技術監理部門 応用理学－地質 3 技術士 建設部門 土質及び基礎 4 技術士 応用理学部門 地質 5 上記3または4と同等の能力と経験を有する者 6 RCCM 地質部門 7 RCCM 土質及び基礎部門 8 地質調査技士								
※上記の資格について、現在の資格名称等（部門名称等を含む。以下同じ。）と過去の資格名称等が異なる場合は、当該資格の認定機関にて資格名称等の内容に相異が無いことが確認できること。									

対象	誤	正	備考																																																																																					
特記仕様書(7) 11 作業日及び作業期間に関する事項 11-3 夜間作業	<table border="1"> <tr><td>令和9年12月25日～令和10年1月4日</td><td>会津坂下IC～西会津IC</td><td>R9～R10 年末年始</td></tr> <tr><td>令和10年4月29日～令和10年5月7日</td><td>会津坂下IC～西会津IC</td><td>R10 ゴーレンウイーク</td></tr> <tr><td>令和10年8月3日～令和10年8月20日</td><td>会津坂下IC～西会津IC</td><td>R10 夏期混雑期</td></tr> <tr><td>令和10年12月30日～令和11年1月4日</td><td>会津坂下IC～西会津IC</td><td>R10～R11 年末年始</td></tr> <tr><td>令和11年4月27日～令和11年5月6日</td><td>会津坂下IC～西会津IC</td><td>R11 ゴーレンウイーク</td></tr> <tr><td>令和11年8月3日～令和11年8月20日</td><td>会津坂下IC～西会津IC</td><td>R11 夏期混雑期</td></tr> <tr><td>令和11年12月26日～令和12年1月6日</td><td>会津坂下IC～西会津IC</td><td>R11～R12 年末年始</td></tr> <tr><td>令和12年4月26日～令和12年5月6日</td><td>会津坂下IC～西会津IC</td><td>R12 ゴーレンウイーク</td></tr> <tr><td>令和12年8月2日～令和12年8月19日</td><td>会津坂下IC～西会津IC</td><td>R12 夏期混雑期</td></tr> </table> <p>なお、上記に示す期間は現時点での予定であり、変更が生じた場合は別途監督員から指示するものとする。</p> <p>11-2 冬季休止期間</p> <p>共通仕様書1-13「作業日」の規定による他、下表に示す期間は冬季休止期間として、トンネル工事以外の現場作業を行ってはならない。やむを得ず現場作業を行う必要がある場合は、受注者は、理由を付した書面と施工計画書を監督員に提出し、確認を得なければならない。</p> <p>なお、上記の確認を得て冬季休止期間中に現場作業を行った場合の増加費用については、すべて受注者の負担とし別途支払は行わないものとする。</p> <p>ただし、監督員が必要と認めて冬季休止期間中に工事を行うことを指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については、別途監督員と受注者とで協議して定めるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>冬季休止期間</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>土工関連の作業</td><td>12月10日～翌年3月31日</td><td></td></tr> <tr><td>ずり処理工</td><td>12月10日～翌年3月31日</td><td>自工区外盛土場Aまでの運搬・仮置きまでは可とし、ずり処理工A1は不可</td></tr> <tr><td>コンクリート関連の作業</td><td>11月20日～翌年4月10日</td><td></td></tr> <tr><td>舗装関連の作業</td><td>12月10日～翌年3月31日</td><td></td></tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid yellow; padding: 5px;"> <p>11-3 夜間作業</p> <p>下表に示す項目及びトンネルの施工（ずり処理工を除く）については、共通仕様書1-13「作業日」の規定にかかわらず夜間作業を行うことができるものとする。</p> </div>	令和9年12月25日～令和10年1月4日	会津坂下IC～西会津IC	R9～R10 年末年始	令和10年4月29日～令和10年5月7日	会津坂下IC～西会津IC	R10 ゴーレンウイーク	令和10年8月3日～令和10年8月20日	会津坂下IC～西会津IC	R10 夏期混雑期	令和10年12月30日～令和11年1月4日	会津坂下IC～西会津IC	R10～R11 年末年始	令和11年4月27日～令和11年5月6日	会津坂下IC～西会津IC	R11 ゴーレンウイーク	令和11年8月3日～令和11年8月20日	会津坂下IC～西会津IC	R11 夏期混雑期	令和11年12月26日～令和12年1月6日	会津坂下IC～西会津IC	R11～R12 年末年始	令和12年4月26日～令和12年5月6日	会津坂下IC～西会津IC	R12 ゴーレンウイーク	令和12年8月2日～令和12年8月19日	会津坂下IC～西会津IC	R12 夏期混雑期	工種	冬季休止期間	摘要	土工関連の作業	12月10日～翌年3月31日		ずり処理工	12月10日～翌年3月31日	自工区外盛土場Aまでの運搬・仮置きまでは可とし、ずり処理工A1は不可	コンクリート関連の作業	11月20日～翌年4月10日		舗装関連の作業	12月10日～翌年3月31日		<table border="1"> <tr><td>令和9年12月25日～令和10年1月4日</td><td>会津坂下IC～西会津IC</td><td>R9～R10 年末年始</td></tr> <tr><td>令和10年4月29日～令和10年5月7日</td><td>会津坂下IC～西会津IC</td><td>R10 ゴーレンウイーク</td></tr> <tr><td>令和10年8月3日～令和10年8月20日</td><td>会津坂下IC～西会津IC</td><td>R10 夏期混雑期</td></tr> <tr><td>令和10年12月30日～令和11年1月4日</td><td>会津坂下IC～西会津IC</td><td>R10～R11 年末年始</td></tr> <tr><td>令和11年4月27日～令和11年5月6日</td><td>会津坂下IC～西会津IC</td><td>R11 ゴーレンウイーク</td></tr> <tr><td>令和11年8月3日～令和11年8月20日</td><td>会津坂下IC～西会津IC</td><td>R11 夏期混雑期</td></tr> <tr><td>令和11年12月26日～令和12年1月6日</td><td>会津坂下IC～西会津IC</td><td>R11～R12 年末年始</td></tr> <tr><td>令和12年4月26日～令和12年5月6日</td><td>会津坂下IC～西会津IC</td><td>R12 ゴーレンウイーク</td></tr> <tr><td>令和12年8月2日～令和12年8月19日</td><td>会津坂下IC～西会津IC</td><td>R12 夏期混雑期</td></tr> </table> <p>なお、上記に示す期間は現時点での予定であり、変更が生じた場合は別途監督員から指示するものとする。</p> <p>11-2 冬季休止期間</p> <p>共通仕様書1-13「作業日」の規定による他、下表に示す期間は冬季休止期間として、トンネル工事以外の現場作業を行ってはならない。やむを得ず現場作業を行う必要がある場合は、受注者は、理由を付した書面と施工計画書を監督員に提出し、確認を得なければならない。</p> <p>なお、上記の確認を得て冬季休止期間中に現場作業を行った場合の増加費用については、すべて受注者の負担とし別途支払は行わないものとする。</p> <p>ただし、監督員が必要と認めて冬季休止期間中に工事を行うことを指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については、別途監督員と受注者とで協議して定めるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>冬季休止期間</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>土工関連の作業</td><td>12月10日～翌年3月31日</td><td></td></tr> <tr><td>ずり処理工</td><td>12月10日～翌年3月31日</td><td>自工区外盛土場Aまでの運搬・仮置きまでは可とし、ずり処理工A1は不可</td></tr> <tr><td>コンクリート関連の作業</td><td>11月20日～翌年4月10日</td><td></td></tr> <tr><td>舗装関連の作業</td><td>12月10日～翌年3月31日</td><td></td></tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>11-3 夜間作業</p> <p>下表に示す項目及びトンネルの施工（「トンネル掘削により生じたずりの掘削切羽からずり仮置場への運搬」以外のずり処理工を除く）については、共通仕様書1-13「作業日」の規定にかかわらず夜間作業を行うことができるものとする。</p> </div>	令和9年12月25日～令和10年1月4日	会津坂下IC～西会津IC	R9～R10 年末年始	令和10年4月29日～令和10年5月7日	会津坂下IC～西会津IC	R10 ゴーレンウイーク	令和10年8月3日～令和10年8月20日	会津坂下IC～西会津IC	R10 夏期混雑期	令和10年12月30日～令和11年1月4日	会津坂下IC～西会津IC	R10～R11 年末年始	令和11年4月27日～令和11年5月6日	会津坂下IC～西会津IC	R11 ゴーレンウイーク	令和11年8月3日～令和11年8月20日	会津坂下IC～西会津IC	R11 夏期混雑期	令和11年12月26日～令和12年1月6日	会津坂下IC～西会津IC	R11～R12 年末年始	令和12年4月26日～令和12年5月6日	会津坂下IC～西会津IC	R12 ゴーレンウイーク	令和12年8月2日～令和12年8月19日	会津坂下IC～西会津IC	R12 夏期混雑期	工種	冬季休止期間	摘要	土工関連の作業	12月10日～翌年3月31日		ずり処理工	12月10日～翌年3月31日	自工区外盛土場Aまでの運搬・仮置きまでは可とし、ずり処理工A1は不可	コンクリート関連の作業	11月20日～翌年4月10日		舗装関連の作業	12月10日～翌年3月31日		<p>7</p>	<p>7</p>
令和9年12月25日～令和10年1月4日	会津坂下IC～西会津IC	R9～R10 年末年始																																																																																						
令和10年4月29日～令和10年5月7日	会津坂下IC～西会津IC	R10 ゴーレンウイーク																																																																																						
令和10年8月3日～令和10年8月20日	会津坂下IC～西会津IC	R10 夏期混雑期																																																																																						
令和10年12月30日～令和11年1月4日	会津坂下IC～西会津IC	R10～R11 年末年始																																																																																						
令和11年4月27日～令和11年5月6日	会津坂下IC～西会津IC	R11 ゴーレンウイーク																																																																																						
令和11年8月3日～令和11年8月20日	会津坂下IC～西会津IC	R11 夏期混雑期																																																																																						
令和11年12月26日～令和12年1月6日	会津坂下IC～西会津IC	R11～R12 年末年始																																																																																						
令和12年4月26日～令和12年5月6日	会津坂下IC～西会津IC	R12 ゴーレンウイーク																																																																																						
令和12年8月2日～令和12年8月19日	会津坂下IC～西会津IC	R12 夏期混雑期																																																																																						
工種	冬季休止期間	摘要																																																																																						
土工関連の作業	12月10日～翌年3月31日																																																																																							
ずり処理工	12月10日～翌年3月31日	自工区外盛土場Aまでの運搬・仮置きまでは可とし、ずり処理工A1は不可																																																																																						
コンクリート関連の作業	11月20日～翌年4月10日																																																																																							
舗装関連の作業	12月10日～翌年3月31日																																																																																							
令和9年12月25日～令和10年1月4日	会津坂下IC～西会津IC	R9～R10 年末年始																																																																																						
令和10年4月29日～令和10年5月7日	会津坂下IC～西会津IC	R10 ゴーレンウイーク																																																																																						
令和10年8月3日～令和10年8月20日	会津坂下IC～西会津IC	R10 夏期混雑期																																																																																						
令和10年12月30日～令和11年1月4日	会津坂下IC～西会津IC	R10～R11 年末年始																																																																																						
令和11年4月27日～令和11年5月6日	会津坂下IC～西会津IC	R11 ゴーレンウイーク																																																																																						
令和11年8月3日～令和11年8月20日	会津坂下IC～西会津IC	R11 夏期混雑期																																																																																						
令和11年12月26日～令和12年1月6日	会津坂下IC～西会津IC	R11～R12 年末年始																																																																																						
令和12年4月26日～令和12年5月6日	会津坂下IC～西会津IC	R12 ゴーレンウイーク																																																																																						
令和12年8月2日～令和12年8月19日	会津坂下IC～西会津IC	R12 夏期混雑期																																																																																						
工種	冬季休止期間	摘要																																																																																						
土工関連の作業	12月10日～翌年3月31日																																																																																							
ずり処理工	12月10日～翌年3月31日	自工区外盛土場Aまでの運搬・仮置きまでは可とし、ずり処理工A1は不可																																																																																						
コンクリート関連の作業	11月20日～翌年4月10日																																																																																							
舗装関連の作業	12月10日～翌年3月31日																																																																																							

対象	誤	正	備考																																																																																						
特記仕様書(46) 29 工事細部に関する事項 29-34 盛土付帯工	<p>する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <p>防護工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1箇所当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には設計図書及び監督員の指示に従って行う鋼材の組立、設置、太抜落との設置、土のうの作成・設置等、防護工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <p>鉄網工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m²当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には設計図書及び監督員の指示に従って行う溶接金網同士の繋結、設置等鉄網工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特一 (9) 避難道終坑付帯工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補強ロックボルトA</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>補強ロックボルトB</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>防護工 (Y)</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>鉄網工</td> <td>m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>29-34 盛土付帯工</p> <p>(1) 定義</p> <p>盛土付帯工とは、詳細分析試験 Aにおいて環境基準値を超えたトンネルずり（重金属含有土）等の流失防止及び重金属の地下水浸み出し防止のため、設計図書及び監督員の指示に従い、吸着シート（マット）、敷砂、沈砂池を施工することをいう。</p> <p>(2) 種別</p> <p>盛土付帯工の単価表の項目の種別は下記のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>規格等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛土付帯工 吸着層工A</td> <td>自然由来の重金属を含むするトンネルずり中の重金属が地下水等に浸透・拡散することを低減させるため、重金属の吸着材を不織布に内包させた吸着シート（マット）を、自工区外盛土場Aへ敷設するもの。</td> <td>自工区外盛土場Aにおける重金属含有土の運搬対象範囲</td> <td></td> </tr> <tr> <td>盛土付帯工 敷砂工</td> <td>吸着層工Aに従い、碎石を使用して吸着シート（マット）を挟み込み保護層を形成するもの。</td> <td>購入材（碎石）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>盛土付帯工 沈砂池設置工</td> <td>降雨により浸食・崩壊を受けた土砂が近隣へ流出させないための仮設と共に、盛土表面水の重金属含有量を測定するための試料採取を目的として、表面水の最下流に沈砂池を設置するもの。</td> <td>全面シート張り (t=10cm)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 材料</p> <p>1) 吸着層工</p> <p>吸着層工は、下表の環境基準値に対応可能な材料を選定するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>想定溶出量</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム</td> <td>0.0031 mg/L</td> <td>環境基準値 0.003 mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td>セレン</td> <td>0.011 mg/L</td> <td>環境基準値 0.01 mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td>砒素</td> <td>0.011 mg/L</td> <td>環境基準値 0.01 mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td>ふつ素</td> <td>0.81 mg/L</td> <td>環境基準値 0.8 mg/L 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>・受注者は、トンネルの施工に先立ち速やかに調査ボーリング工にて試料採取を行い、本特記仕様書28-44に示す詳細分析試験を実施し、重金属の溶出量、含有量等を確認するものとする。</p>	単価表の項目	検測の単位	特一 (9) 避難道終坑付帯工		補強ロックボルトA	本	補強ロックボルトB	本	防護工 (Y)	箇所	鉄網工	m ²	単価表の項目	区分内容	規格等	備考	盛土付帯工 吸着層工A	自然由来の重金属を含むするトンネルずり中の重金属が地下水等に浸透・拡散することを低減させるため、重金属の吸着材を不織布に内包させた吸着シート（マット）を、自工区外盛土場Aへ敷設するもの。	自工区外盛土場Aにおける重金属含有土の運搬対象範囲		盛土付帯工 敷砂工	吸着層工Aに従い、碎石を使用して吸着シート（マット）を挟み込み保護層を形成するもの。	購入材（碎石）		盛土付帯工 沈砂池設置工	降雨により浸食・崩壊を受けた土砂が近隣へ流出させないための仮設と共に、盛土表面水の重金属含有量を測定するための試料採取を目的として、表面水の最下流に沈砂池を設置するもの。	全面シート張り (t=10cm)		項目	想定溶出量	適用	カドミウム	0.0031 mg/L	環境基準値 0.003 mg/L 以下	セレン	0.011 mg/L	環境基準値 0.01 mg/L 以下	砒素	0.011 mg/L	環境基準値 0.01 mg/L 以下	ふつ素	0.81 mg/L	環境基準値 0.8 mg/L 以下	<p>する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <p>防護工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1箇所当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には設計図書及び監督員の指示に従って行う鋼材の組立、設置、太抜落との設置、土のうの作成・設置等、防護工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <p>鉄網工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m²当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には設計図書及び監督員の指示に従って行う溶接金網同士の繋結、設置等鉄網工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特一 (9) 避難道終坑付帯工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補強ロックボルトA</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>補強ロックボルトB</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>防護工 (Y)</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>鉄網工</td> <td>m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>29-34 盛土付帯工</p> <p>(1) 定義</p> <p>盛土付帯工とは、詳細分析試験 Aにおいて環境基準値を超えたトンネルずり（重金属含有土）等の流失防止及び重金属の地下水浸み出し防止のため、設計図書及び監督員の指示に従い、吸着シート（マット）、敷砂、沈砂池を施工することをいう。</p> <p>(2) 種別</p> <p>盛土付帯工の単価表の項目の種別は下記のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>規格等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛土付帯工 吸着層工A</td> <td>自然由来の重金属を含むするトンネルずり中の重金属が地下水等に浸透・拡散することを低減させるため、重金属の吸着材を不織布に内包させた吸着シート（マット）を、自工区外盛土場Aへ敷設するもの。</td> <td>自工区外盛土場Aにおける重金属含有土の運搬対象範囲</td> <td></td> </tr> <tr> <td>盛土付帯工 敷砂工</td> <td>吸着層工Aに従い、碎石を使用して吸着シート（マット）を挟み込み保護層を形成するもの。</td> <td>購入材（碎石）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>盛土付帯工 沈砂池設置工</td> <td>降雨により浸食・崩壊を受けた土砂が近隣へ流出させないための仮設と共に、盛土表面水の重金属含有量を測定するための試料採取を目的として、表面水の最下流に沈砂池を設置するもの。</td> <td>全面シート張り (t=10cm)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 材料</p> <p>1) 吸着層工</p> <p>吸着層工は、下表の環境基準値に対応可能な材料を選定するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>想定溶出量</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム</td> <td>0.0031 mg/L</td> <td>環境基準値 0.003 mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td>セレン</td> <td>0.011 mg/L</td> <td>環境基準値 0.01 mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td>砒素</td> <td>0.011 mg/L</td> <td>環境基準値 0.01 mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td>ふつ素</td> <td>0.81 mg/L</td> <td>環境基準値 0.8 mg/L 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>・受注者は、トンネルの施工に先立ち速やかに調査ボーリング工にて試料採取を行い、本特記仕様書29-46に示す詳細分析試験を実施し、重金属の溶出量、含有量等を確認するものとする。</p>	単価表の項目	検測の単位	特一 (9) 避難道終坑付帯工		補強ロックボルトA	本	補強ロックボルトB	本	防護工 (Y)	箇所	鉄網工	m ²	単価表の項目	区分内容	規格等	備考	盛土付帯工 吸着層工A	自然由来の重金属を含むするトンネルずり中の重金属が地下水等に浸透・拡散することを低減させるため、重金属の吸着材を不織布に内包させた吸着シート（マット）を、自工区外盛土場Aへ敷設するもの。	自工区外盛土場Aにおける重金属含有土の運搬対象範囲		盛土付帯工 敷砂工	吸着層工Aに従い、碎石を使用して吸着シート（マット）を挟み込み保護層を形成するもの。	購入材（碎石）		盛土付帯工 沈砂池設置工	降雨により浸食・崩壊を受けた土砂が近隣へ流出させないための仮設と共に、盛土表面水の重金属含有量を測定するための試料採取を目的として、表面水の最下流に沈砂池を設置するもの。	全面シート張り (t=10cm)		項目	想定溶出量	適用	カドミウム	0.0031 mg/L	環境基準値 0.003 mg/L 以下	セレン	0.011 mg/L	環境基準値 0.01 mg/L 以下	砒素	0.011 mg/L	環境基準値 0.01 mg/L 以下	ふつ素	0.81 mg/L	環境基準値 0.8 mg/L 以下	訂正
単価表の項目	検測の単位																																																																																								
特一 (9) 避難道終坑付帯工																																																																																									
補強ロックボルトA	本																																																																																								
補強ロックボルトB	本																																																																																								
防護工 (Y)	箇所																																																																																								
鉄網工	m ²																																																																																								
単価表の項目	区分内容	規格等	備考																																																																																						
盛土付帯工 吸着層工A	自然由来の重金属を含むするトンネルずり中の重金属が地下水等に浸透・拡散することを低減させるため、重金属の吸着材を不織布に内包させた吸着シート（マット）を、自工区外盛土場Aへ敷設するもの。	自工区外盛土場Aにおける重金属含有土の運搬対象範囲																																																																																							
盛土付帯工 敷砂工	吸着層工Aに従い、碎石を使用して吸着シート（マット）を挟み込み保護層を形成するもの。	購入材（碎石）																																																																																							
盛土付帯工 沈砂池設置工	降雨により浸食・崩壊を受けた土砂が近隣へ流出させないための仮設と共に、盛土表面水の重金属含有量を測定するための試料採取を目的として、表面水の最下流に沈砂池を設置するもの。	全面シート張り (t=10cm)																																																																																							
項目	想定溶出量	適用																																																																																							
カドミウム	0.0031 mg/L	環境基準値 0.003 mg/L 以下																																																																																							
セレン	0.011 mg/L	環境基準値 0.01 mg/L 以下																																																																																							
砒素	0.011 mg/L	環境基準値 0.01 mg/L 以下																																																																																							
ふつ素	0.81 mg/L	環境基準値 0.8 mg/L 以下																																																																																							
単価表の項目	検測の単位																																																																																								
特一 (9) 避難道終坑付帯工																																																																																									
補強ロックボルトA	本																																																																																								
補強ロックボルトB	本																																																																																								
防護工 (Y)	箇所																																																																																								
鉄網工	m ²																																																																																								
単価表の項目	区分内容	規格等	備考																																																																																						
盛土付帯工 吸着層工A	自然由来の重金属を含むするトンネルずり中の重金属が地下水等に浸透・拡散することを低減させるため、重金属の吸着材を不織布に内包させた吸着シート（マット）を、自工区外盛土場Aへ敷設するもの。	自工区外盛土場Aにおける重金属含有土の運搬対象範囲																																																																																							
盛土付帯工 敷砂工	吸着層工Aに従い、碎石を使用して吸着シート（マット）を挟み込み保護層を形成するもの。	購入材（碎石）																																																																																							
盛土付帯工 沈砂池設置工	降雨により浸食・崩壊を受けた土砂が近隣へ流出させないための仮設と共に、盛土表面水の重金属含有量を測定するための試料採取を目的として、表面水の最下流に沈砂池を設置するもの。	全面シート張り (t=10cm)																																																																																							
項目	想定溶出量	適用																																																																																							
カドミウム	0.0031 mg/L	環境基準値 0.003 mg/L 以下																																																																																							
セレン	0.011 mg/L	環境基準値 0.01 mg/L 以下																																																																																							
砒素	0.011 mg/L	環境基準値 0.01 mg/L 以下																																																																																							
ふつ素	0.81 mg/L	環境基準値 0.8 mg/L 以下																																																																																							

対象	誤	正	備考																						
特記仕様書(53) 29 工事細部に関する事項 29-41 上下線連絡路工	<p>29-41 上下線連絡路工</p> <p>(1) 定義 上下線連絡路工とは、設計図書及び監督員の指示に従い、上下線の往来が可能となるよう橋台の前面に連絡通路を設置するものという。</p> <p>(2) 材料 上下線連絡路工に用いる材料については、JIS K 7161（プラスチック引張特性の求め方）、JIS K 7164（プラスチック引張特性の試験方法）、JIS K 7018（繊維強化プラスチック一積層板の内面圧縮特性の求め方）等で確認されるものでなければならない。</p> <p>(3) 製作 上下線連絡路工の製作の精度については、鋼製検査路の基準によるものとする。</p> <p>(4) 製品検査 上下線連絡路工に用いる製品については、「構造物施工管理要領」II-5-6の通り試験結果報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>(5) 数量の検測 上下線連絡路工の数量の検測は、設計数量 (kg) で行うものとする。</p> <p>(6) 支払 上下線連絡路工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対して、1 kg 当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う上下線連絡路工の製作、運搬、架設等上下線連絡路工 A の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center;">検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">特- (17) 上下線連絡路工</td> <td style="text-align: center;">m</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">A</p> <p>29-42 のり面階段工</p> <p>(1) 定義 のり面階段工とは、設計図書及び監督員の指示に従い、上下線連絡路工に接続するのり面階段をいう。</p> <p>(2) 種別 のり面階段工の単価表の項目の種別は下記のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center;">区分内容</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">のり面階段工 A</td> <td style="text-align: center;">切盛土部のり肩に設置する階段 再生プラスチック角材 W=0, 6 m、手擣付 アプローチ部はコンクリート C 2-1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 材料 のり面階段工に用いる角材は、再生プラスチック製とし、耐腐食性、対候性に優れたものとする。また、鋼材の材料については、JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）、JIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）、JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）の規格に適合したものでなければならない。</p> <p>(4) 製作 のり面階段工のうち、手擣の製作については、共通仕様書 10-6-3 材料、10-6-4 製作の規定を適用するものとする。</p> <p>(5) 製品検査 のり面階段工に用いる製品については、「構造物施工管理要領」II-5-5 に規定する製品検査記録表を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>(6) 溶融亜鉛めっき のり面階段工の JIS G 3444 以外の鋼部材は、すべて溶融亜鉛めっきを施すものとし、JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）HDZT77 の規格に適合しなければならない。ただし、厚さ 3, 2 mm 未満の鋼材及びボルト、ナットは HDZT49 の規格に適合しなければならない。</p>	単価表の項目	検測の単位	特- (17) 上下線連絡路工	m	単価表の項目	区分内容	備考	のり面階段工 A	切盛土部のり肩に設置する階段 再生プラスチック角材 W=0, 6 m、手擣付 アプローチ部はコンクリート C 2-1		<p>29-41 上下線連絡路工</p> <p>(1) 定義 上下線連絡路工とは、設計図書及び監督員の指示に従い、上下線の往来が可能となるよう橋台の前面に連絡通路を設置するものという。</p> <p>(2) 材料 上下線連絡路工に用いる材料については、JIS K 7161（プラスチック引張特性の求め方）、JIS K 7164（プラスチック引張特性の試験方法）、JIS K 7018（繊維強化プラスチック一積層板の内面圧縮特性の求め方）等で確認されるものでなければならない。</p> <p>(3) 製作 上下線連絡路工の製作の精度については、鋼製検査路の基準によるものとする。</p> <p>(4) 製品検査 上下線連絡路工に用いる製品については、「構造物施工管理要領」II-5-6の通り試験結果報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>(5) 数量の検測 上下線連絡路工の数量の検測は、設計数量 (m) で行うものとする。</p> <p>(6) 支払 上下線連絡路工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対して、1 m 当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う上下線連絡路工の製作、運搬、架設等上下線連絡路工 A の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center;">検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">特- (17) 上下線連絡路工</td> <td style="text-align: center;">m</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">A</p> <p>29-42 のり面階段工</p> <p>(1) 定義 のり面階段工とは、設計図書及び監督員の指示に従い、上下線連絡路工に接続するのり面階段をいう。</p> <p>(2) 種別 のり面階段工の単価表の項目の種別は下記のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center;">区分内容</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">のり面階段工 A</td> <td style="text-align: center;">切盛土部のり肩に設置する階段 再生プラスチック角材 W=0, 6 m、手擣付 アプローチ部はコンクリート C 2-1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 材料 のり面階段工に用いる角材は、再生プラスチック製とし、耐腐食性、対候性に優れたものとする。また、鋼材の材料については、JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）、JIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）、JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）の規格に適合したものでなければならない。</p> <p>(4) 製作 のり面階段工のうち、手擣の製作については、共通仕様書 10-6-3 材料、10-6-4 製作の規定を適用するものとする。</p> <p>(5) 製品検査 のり面階段工に用いる製品については、「構造物施工管理要領」II-5-5 に規定する製品検査記録表を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>(6) 溶融亜鉛めっき のり面階段工の JIS G 3444 以外の鋼部材は、すべて溶融亜鉛めっきを施すものとし、JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）HDZT77 の規格に適合しなければならない。ただし、厚さ 3, 2 mm 未満の鋼材及びボルト、ナットは HDZT49 の規格に適合しなければならない。</p>	単価表の項目	検測の単位	特- (17) 上下線連絡路工	m	単価表の項目	区分内容	備考	のり面階段工 A	切盛土部のり肩に設置する階段 再生プラスチック角材 W=0, 6 m、手擣付 アプローチ部はコンクリート C 2-1		53	53	訂正
単価表の項目	検測の単位																								
特- (17) 上下線連絡路工	m																								
単価表の項目	区分内容	備考																							
のり面階段工 A	切盛土部のり肩に設置する階段 再生プラスチック角材 W=0, 6 m、手擣付 アプローチ部はコンクリート C 2-1																								
単価表の項目	検測の単位																								
特- (17) 上下線連絡路工	m																								
単価表の項目	区分内容	備考																							
のり面階段工 A	切盛土部のり肩に設置する階段 再生プラスチック角材 W=0, 6 m、手擣付 アプローチ部はコンクリート C 2-1																								

対象	誤	正	備考																																																																																																								
特記仕様書(54) 29 工事細部に関する事項 29-42 のり面階段工	<p>(7) 数量の検測 のり面階段工の数量の検測は、設計数量 (m) で行うものとする。</p> <p>(8) 支払 のり面階段工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対して、1箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うのり面階段工の製作、運搬、防錆等のり面階段工 A の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; width: 30%;">単価表の項目</th> <th style="text-align: right; width: 70%;">検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">特一 (18) のり面階段工</td> <td style="text-align: right;">m</td> </tr> </tbody> </table> <p>29-43 工事用仮桟橋工</p> <p>(1) 定義 工事用仮桟橋工とは、軽沢橋の施工のために、設計図書及び監督員の指示に従って、工事用の仮桟橋を設置し、工事完了後撤去するものをいう。</p> <p>(2) 種別 工事用仮桟橋工の単価表の項目の種別は、下記のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; width: 30%;">単価表の項目</th> <th style="text-align: right; width: 70%;">設計条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">工事用仮桟橋工 設置工・撤去工A</td> <td style="text-align: right;">荷重ケース：90t吊クローラクレーン作業 (吊り荷重W=25.3t)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">工事用仮桟橋工 設置工・撤去工B</td> <td style="text-align: right;">荷重ケース：90t吊クローラクレーン作業 (吊り荷重W=25.3t) 25t吊ラフターカークレーン作業 (特殊支保工撤去時) 積雪荷重 (2.62m×3.5kN/m²=9.17kN/m²)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 材料 工事用仮桟橋工の材料は、下記のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; width: 30%;">単価表の項目</th> <th style="text-align: right; width: 70%;">材料規格等</th> <th style="text-align: left; width: 30%;">材料区分</th> <th style="text-align: left; width: 30%;">調達地域</th> <th style="text-align: left; width: 30%;">設置期間</th> <th style="text-align: left; width: 30%;">適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">工事用仮桟橋工 設置工A</td> <td style="text-align: right;">覆工板 溝形鋼 L形鋼 プレート</td> <td style="text-align: left;">中古品</td> <td style="text-align: left;">福島県</td> <td style="text-align: left;">6ヶ月</td> <td style="text-align: left;">バ'イ'ロ工法 (ウォータージェット併用) 土留 乗入れ盛土 (RC-40)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">工事用仮桟橋工 撤去工A</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: left;">バ'イ'ロ工法 (ウォータージェット併用) 土留</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">工事用仮桟橋工 設置工B</td> <td style="text-align: right;">覆工板 溝形鋼 L形鋼 プレート</td> <td style="text-align: left;">中古品</td> <td style="text-align: left;">福島県</td> <td style="text-align: left;">16ヶ月</td> <td style="text-align: left;">バ'イ'ロ工法 (ウォータージェット併用) 土留 既設ガードレール撤去 乗入れ盛土 (RC-40)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">工事用仮桟橋工 撤去工B</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: left;">バ'イ'ロ工法 (ウォータージェット併用) 土留 既設ガードレール再設置</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">工事用仮桟橋工 供用月当り賃料A</td> <td style="text-align: right;">覆工板 主桁 横構 対傾構 H形鋼</td> <td style="text-align: left;">リース品</td> <td style="text-align: left;">福島県</td> <td style="text-align: left;">6ヶ月</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">工事用仮桟橋工 供用月当り賃料B</td> <td style="text-align: right;">覆工板 主桁 横構 対傾構 H形鋼</td> <td style="text-align: left;">リース品</td> <td style="text-align: left;">福島県</td> <td style="text-align: left;">16ヶ月</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	検測の単位	特一 (18) のり面階段工	m	単価表の項目	設計条件	工事用仮桟橋工 設置工・撤去工A	荷重ケース：90t吊クローラクレーン作業 (吊り荷重W=25.3t)	工事用仮桟橋工 設置工・撤去工B	荷重ケース：90t吊クローラクレーン作業 (吊り荷重W=25.3t) 25t吊ラフターカークレーン作業 (特殊支保工撤去時) 積雪荷重 (2.62m×3.5kN/m ² =9.17kN/m ²)	単価表の項目	材料規格等	材料区分	調達地域	設置期間	適用	工事用仮桟橋工 設置工A	覆工板 溝形鋼 L形鋼 プレート	中古品	福島県	6ヶ月	バ'イ'ロ工法 (ウォータージェット併用) 土留 乗入れ盛土 (RC-40)	工事用仮桟橋工 撤去工A					バ'イ'ロ工法 (ウォータージェット併用) 土留	工事用仮桟橋工 設置工B	覆工板 溝形鋼 L形鋼 プレート	中古品	福島県	16ヶ月	バ'イ'ロ工法 (ウォータージェット併用) 土留 既設ガードレール撤去 乗入れ盛土 (RC-40)	工事用仮桟橋工 撤去工B					バ'イ'ロ工法 (ウォータージェット併用) 土留 既設ガードレール再設置	工事用仮桟橋工 供用月当り賃料A	覆工板 主桁 横構 対傾構 H形鋼	リース品	福島県	6ヶ月		工事用仮桟橋工 供用月当り賃料B	覆工板 主桁 横構 対傾構 H形鋼	リース品	福島県	16ヶ月		<p>(7) 数量の検測 のり面階段工の数量の検測は、設計数量 (m) で行うものとする。</p> <p>(8) 支払 のり面階段工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対して、1m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うのり面階段工の製作、運搬、防錆等のり面階段工 A の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; width: 30%;">単価表の項目</th> <th style="text-align: right; width: 70%;">検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">特一 (18) のり面階段工</td> <td style="text-align: right;">m</td> </tr> </tbody> </table> <p>29-43 工事用仮桟橋工</p> <p>(1) 定義 工事用仮桟橋工とは、軽沢橋の施工のために、設計図書及び監督員の指示に従って、工事用の仮桟橋を設置し、工事完了後撤去するものをいう。</p> <p>(2) 種別 工事用仮桟橋工の単価表の項目の種別は、下記のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; width: 30%;">単価表の項目</th> <th style="text-align: right; width: 70%;">設計条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">工事用仮桟橋工 設置工・撤去工A</td> <td style="text-align: right;">荷重ケース：90t吊クローラクレーン作業 (吊り荷重W=25.3t)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">工事用仮桟橋工 設置工・撤去工B</td> <td style="text-align: right;">荷重ケース：90t吊クローラクレーン作業 (吊り荷重W=25.3t) 25t吊ラフターカークレーン作業 (特殊支保工撤去時) 積雪荷重 (2.62m×3.5kN/m²=9.17kN/m²)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 材料 工事用仮桟橋工の材料は、下記のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; width: 30%;">単価表の項目</th> <th style="text-align: right; width: 70%;">材料規格等</th> <th style="text-align: left; width: 30%;">材料区分</th> <th style="text-align: left; width: 30%;">調達地域</th> <th style="text-align: left; width: 30%;">設置期間</th> <th style="text-align: left; width: 30%;">適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">工事用仮桟橋工 設置工A</td> <td style="text-align: right;">覆工板 溝形鋼 L形鋼 プレート</td> <td style="text-align: left;">中古品</td> <td style="text-align: left;">福島県</td> <td style="text-align: left;">6ヶ月</td> <td style="text-align: left;">バ'イ'ロ工法 (ウォータージェット併用) 土留 乗入れ盛土 (RC-40)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">工事用仮桟橋工 撤去工A</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: left;">バ'イ'ロ工法 (ウォータージェット併用) 土留</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">工事用仮桟橋工 設置工B</td> <td style="text-align: right;">覆工板 溝形鋼 L形鋼 プレート</td> <td style="text-align: left;">中古品</td> <td style="text-align: left;">福島県</td> <td style="text-align: left;">16ヶ月</td> <td style="text-align: left;">バ'イ'ロ工法 (ウォータージェット併用) 土留 既設ガードレール撤去 乗入れ盛土 (RC-40)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">工事用仮桟橋工 撤去工B</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: left;">バ'イ'ロ工法 (ウォータージェット併用) 土留 既設ガードレール再設置</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">工事用仮桟橋工 供用月当り賃料A</td> <td style="text-align: right;">覆工板 主桁 横構 対傾構 H形鋼</td> <td style="text-align: left;">リース品</td> <td style="text-align: left;">福島県</td> <td style="text-align: left;">6ヶ月</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">工事用仮桟橋工 供用月当り賃料B</td> <td style="text-align: right;">覆工板 主桁 横構 対傾構 H形鋼</td> <td style="text-align: left;">リース品</td> <td style="text-align: left;">福島県</td> <td style="text-align: left;">16ヶ月</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	検測の単位	特一 (18) のり面階段工	m	単価表の項目	設計条件	工事用仮桟橋工 設置工・撤去工A	荷重ケース：90t吊クローラクレーン作業 (吊り荷重W=25.3t)	工事用仮桟橋工 設置工・撤去工B	荷重ケース：90t吊クローラクレーン作業 (吊り荷重W=25.3t) 25t吊ラフターカークレーン作業 (特殊支保工撤去時) 積雪荷重 (2.62m×3.5kN/m ² =9.17kN/m ²)	単価表の項目	材料規格等	材料区分	調達地域	設置期間	適用	工事用仮桟橋工 設置工A	覆工板 溝形鋼 L形鋼 プレート	中古品	福島県	6ヶ月	バ'イ'ロ工法 (ウォータージェット併用) 土留 乗入れ盛土 (RC-40)	工事用仮桟橋工 撤去工A					バ'イ'ロ工法 (ウォータージェット併用) 土留	工事用仮桟橋工 設置工B	覆工板 溝形鋼 L形鋼 プレート	中古品	福島県	16ヶ月	バ'イ'ロ工法 (ウォータージェット併用) 土留 既設ガードレール撤去 乗入れ盛土 (RC-40)	工事用仮桟橋工 撤去工B					バ'イ'ロ工法 (ウォータージェット併用) 土留 既設ガードレール再設置	工事用仮桟橋工 供用月当り賃料A	覆工板 主桁 横構 対傾構 H形鋼	リース品	福島県	6ヶ月		工事用仮桟橋工 供用月当り賃料B	覆工板 主桁 横構 対傾構 H形鋼	リース品	福島県	16ヶ月		訂正
単価表の項目	検測の単位																																																																																																										
特一 (18) のり面階段工	m																																																																																																										
単価表の項目	設計条件																																																																																																										
工事用仮桟橋工 設置工・撤去工A	荷重ケース：90t吊クローラクレーン作業 (吊り荷重W=25.3t)																																																																																																										
工事用仮桟橋工 設置工・撤去工B	荷重ケース：90t吊クローラクレーン作業 (吊り荷重W=25.3t) 25t吊ラフターカークレーン作業 (特殊支保工撤去時) 積雪荷重 (2.62m×3.5kN/m ² =9.17kN/m ²)																																																																																																										
単価表の項目	材料規格等	材料区分	調達地域	設置期間	適用																																																																																																						
工事用仮桟橋工 設置工A	覆工板 溝形鋼 L形鋼 プレート	中古品	福島県	6ヶ月	バ'イ'ロ工法 (ウォータージェット併用) 土留 乗入れ盛土 (RC-40)																																																																																																						
工事用仮桟橋工 撤去工A					バ'イ'ロ工法 (ウォータージェット併用) 土留																																																																																																						
工事用仮桟橋工 設置工B	覆工板 溝形鋼 L形鋼 プレート	中古品	福島県	16ヶ月	バ'イ'ロ工法 (ウォータージェット併用) 土留 既設ガードレール撤去 乗入れ盛土 (RC-40)																																																																																																						
工事用仮桟橋工 撤去工B					バ'イ'ロ工法 (ウォータージェット併用) 土留 既設ガードレール再設置																																																																																																						
工事用仮桟橋工 供用月当り賃料A	覆工板 主桁 横構 対傾構 H形鋼	リース品	福島県	6ヶ月																																																																																																							
工事用仮桟橋工 供用月当り賃料B	覆工板 主桁 横構 対傾構 H形鋼	リース品	福島県	16ヶ月																																																																																																							
単価表の項目	検測の単位																																																																																																										
特一 (18) のり面階段工	m																																																																																																										
単価表の項目	設計条件																																																																																																										
工事用仮桟橋工 設置工・撤去工A	荷重ケース：90t吊クローラクレーン作業 (吊り荷重W=25.3t)																																																																																																										
工事用仮桟橋工 設置工・撤去工B	荷重ケース：90t吊クローラクレーン作業 (吊り荷重W=25.3t) 25t吊ラフターカークレーン作業 (特殊支保工撤去時) 積雪荷重 (2.62m×3.5kN/m ² =9.17kN/m ²)																																																																																																										
単価表の項目	材料規格等	材料区分	調達地域	設置期間	適用																																																																																																						
工事用仮桟橋工 設置工A	覆工板 溝形鋼 L形鋼 プレート	中古品	福島県	6ヶ月	バ'イ'ロ工法 (ウォータージェット併用) 土留 乗入れ盛土 (RC-40)																																																																																																						
工事用仮桟橋工 撤去工A					バ'イ'ロ工法 (ウォータージェット併用) 土留																																																																																																						
工事用仮桟橋工 設置工B	覆工板 溝形鋼 L形鋼 プレート	中古品	福島県	16ヶ月	バ'イ'ロ工法 (ウォータージェット併用) 土留 既設ガードレール撤去 乗入れ盛土 (RC-40)																																																																																																						
工事用仮桟橋工 撤去工B					バ'イ'ロ工法 (ウォータージェット併用) 土留 既設ガードレール再設置																																																																																																						
工事用仮桟橋工 供用月当り賃料A	覆工板 主桁 横構 対傾構 H形鋼	リース品	福島県	6ヶ月																																																																																																							
工事用仮桟橋工 供用月当り賃料B	覆工板 主桁 横構 対傾構 H形鋼	リース品	福島県	16ヶ月																																																																																																							